

【視察調査報告書】

会 派 名	八王子市議会公明党
参 加 議 員	【議員】 8 名 村松 徹 中島 正寿 美濃部 弥生 渡口 禎 富永 純子 久保井 博美 日下部 広志 森重 博正
日 程	令和 8 年 (2026 年) 8 月 13 日 (木)
詳 細	
視察日及び視察先	8 月 13 日 (木) 奥多摩町役場
視 察 内 容	奥多摩町精神障害者支援事業について
概 要	1. 視察概要 本事業は、精神障害のある方が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、経済的負担の軽減を目的として、平成 23 年度から奥多摩町が独自に実施している事業である。 精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級を所持する 20 歳以上の方を対象に、月額 5,000 円を支給しており、所得制限は設けていない。なお、心身障害者福祉手当との併給はできず、障害者支援施設や救護施設等の入所者は対象外となっている。 多摩地域の自治体では同様の手当制度を実施している自治体はなく、奥多摩町独自の先進的な取組である。 2. 制度創設の背景 事業開始当時、身体障害者手帳や愛の手帳所持者については、心身障害者福祉手当等による経済的支援が行われていた一方、精神障害者については同様の支援制度が十分ではなかった。 精神障害は外見から障害が分かりにくい場合があるものの、就労に困難を抱えたり、生活上の様々な制約を受けたりする方が少なくない。 奥多摩町では、障害者自立支援法の施行等を背景に、精神通院医療制度の利用者や相談者の実態を把握する中で、精神障害のある方が経済的困窮や就労の難しさを抱えている状況を認識した。 こうした実態を踏まえ、「手帳の種別によって経済的支援に差が生じている状況を解消したい」との考えから、町独自の制度として本事業を創設したとの説明があった。

制度創設に当たっては、保健師をはじめとする担当職員が日頃の相談支援を通して当事者の生活実態を把握し、「何らかの経済的支援が必要ではないか」との問題意識を共有したことが、制度実現につながったとのことであった。

3. 支給内容及び実績

手当額は月額5,000円で、認定申請を行った月から支給が開始される。支給は4月、8月、12月の年3回で行われている。

令和8年度予算は150万円で、新規申請2名を含む25名分を見込んでいる。

令和3年度から令和7年度までの延べ支給人数は1,387人、支払総額は693万5,000円となっている。

令和7年度の支給実績は、1級24人、2級251人の延べ275人、支払額137万5,000円である。

一方、令和7年度末現在の町人口は4,346人、精神障害者保健福祉手帳所持者は57人で、内訳は1級8人、2級32人、3級17人となっている。

4. 手当支給にとどまらない支援の意義

今回の視察で特に印象的であったのは、本事業が単なる金銭給付にとどまらず、精神障害のある方を地域の支援につなげる一つの入口として機能している点である。

担当者からは、精神障害者保健福祉手帳を取得すること自体に抵抗感を持つ方もいる中、月額5,000円の手当が手帳取得の一つの後押しとなり、その後、障害者雇用、就労支援、障害福祉サービス、生活支援等につながったケースもあるとの説明があった。

また、町の保健師と障害福祉担当部署が同じフロアで日常的に情報共有を行い、本人の状態や家庭状況を把握しながら、必要に応じて手帳取得、就労支援、福祉サービス等につなげている。

地域活動支援センターとも連携し、一般就労にはまだ至らない方についても、作業や日中活動の場につなげるなど、本人の状況に応じた支援を行っている。

	小規模自治体であることから「顔の見える関係」を築きやすく、当事者本人だけでなく家庭環境も含めて把握しながら支援できることが、奥多摩町の大きな強みとなっている。 5. 当事者等からの評価と今後の方向性 本事業について、これまで当事者を対象としたアンケート等による事業評価は実施していないとのことであった。 一方、支援者側からは、手当制度が手帳取得や福祉サービス利用へのきっかけとなり、より幅広い支援につながっているとの評価が示された。 奥多摩町としては今後も、障害のある方が住み慣れた地域や家庭で安心して充実した生活を送ることができるよう、本制度を継続して実施していく考えである。
所 感 等 (意見・課題・本市への反映など)	今回の視察を通じ、最も重要だと感じたのは、月額 5,000 円という金額そのものだけではなく、「精神障害のある方の生活の困難さを行政が認識し、支えていく」という明確なメッセージが制度として示されていることである。 身体障害、知的障害、精神障害という障害種別によって支援に差が生じることなく、必要な方に必要な支援を届けるという考え方は、共生社会の実現という観点からも極めて重要である。 また、経済的支援を単独で行うのではなく、手帳取得、相談、就労、生活支援等へとつなげている点も大きな示唆を得た。 人口規模の大きい八王子市では、奥多摩町と同様の「顔の見える支援」をそのまま実施することは容易ではなく、同額の手当を一律に導入した場合には相当規模の財源も必要となる。 そのため、制度の対象範囲や支給方法、財源の確保について慎重な検討が必要である一方、精神障害のある方が抱える就労の困難さや生活上の負担に対し、行政としてどのような支援を講じるべきかについては、改めて検討する必要があると考える。 特に、経済的支援と相談支援を組み合わせ、支援につながりにくい方を必要なサービスへとつなぐ仕組みづくりは、八王子市においても参考と

なる取組である。

今回学んだ奥多摩町の取組を踏まえ、精神障害のある方とその家族が孤立することなく、地域で安心して生活が続けられる支援体制の充実に向け、今後の政策提言につなげていきたい。

最後に、視察に際し丁寧にご説明いただいた奥多摩町福祉保健課の皆様をはじめ、視察にご同行いただいた奥多摩町議会の澤木議長、宮野副議長に心より感謝申し上げます。

視察の様子



